

北名古屋市監査公表第21号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による定例監査の結果に基づき講じた措置について、北名古屋市長から通知があったので、同条第14項の規定により、その内容を別紙のとおり公表する。

令和5年12月22日

北名古屋市監査委員 吉 野 修 進

北名古屋市監査委員 清 水 晃 治

5 北 学 第 8 8 1 号

令和 5 年 1 2 月 8 日

北名古屋市監査委員 吉 野 修 進 様

北名古屋市監査委員 清 水 晃 治 様

北名古屋市長 太 田 考 則

(公 印 省 略)

定例監査の結果に係る措置状況について（通知）

令和 5 年 1 1 月 1 6 日付け 5 北監第 5 1 号で定例監査結果の報告を受けたことについて、措置を講じたので地方自治法第 1 9 9 条第 1 4 項の規定に基づき、別紙のとおり通知します。

＜学校教育課＞

1 【指摘事項】

(1) 契約事務について

校内備品購入について、仕様書の記載事項について落札業者より協議があったにもかかわらず、協議した記録が残されていないものがあった。

2 【措置状況】

(1) 指摘事項については、今後記録を残します。

3 【意見】

(1) 契約事務について、発注した業務の実施時期の管理が徹底されていないため、業務の進捗管理を綿密にされたい。また、業務仕様書の記載内容について検討されたい。

(2) ドリルパークライセンス使用料について、導入したデジタルドリルの活用状況等が学校により差があったため、導入の効果が高くなるよう指導されたい。

(3) 消耗品の管理について、持ち出し頻度が高いことから管理簿を作成していない物品もあり、管理方法について模索している。税金により購入している物品であること、また管理する行為はその意識付けにも寄与することから、適正な管理方法について検討されたい。

4 【措置状況】

(1) 契約事務について、業務の実施時期の管理を徹底し、業務の進捗管理を綿密にします。また、業務仕様書の記載内容について検討します。

(2) ドリルパークライセンス使用料について、導入したデジタルドリルの活用状況等が学校により差があるため、導入の効果が高くなるよう指導します。

(3) 管理簿を作成していない物品については、管理簿を作成し、適正な管理を行います。